

なかよし共同作業所 利用者給与・賞与支給規定

① 給与の支給方法

・基本給

基本給は出勤日数に応じて定められた額を支給します。

・作業給（ゆめ給）

一部のメンバー（希望者）を対象に、基本給に手当を支給します。

・出店給（がんばり給）

休日の出店やイベント等へ参加された場合に手当を支給します。ただし一定の時間参加された場合に限りです。

給与の内訳

一ヶ月の出勤日数	基本給	諸手当	
		作業給（ゆめ給）	出店給（がんばり給）
3日未満	0円	500円 *下請け作業への参加者 で一回参加につき500円を支給します。	300円 *日曜、祝日に出店やイベントに参加した際に一回参加につき300円を支給します。
3日以上10日未満	500円		
10日以上15日未満	1,500円		
15日以上	2,000円		

*ゆめ給について、本人さんや保護者の意向や希望される方を対象としています。

*がんばり給について、希望者ができるかぎり公平に出店・イベント参加がおこなえるよう努めます。

② 賞与の支給方法

- ・賞与は毎年夏（8月）、冬（12月）のカタログ物品販売の売上で得た経費を除く作業収益を、それぞれの出勤日数の5割以上出勤された場合に支給します。

③ 授産収益の余剰金の取り扱いについて

- ・その年度で授産収益の余剰金が発生した場合は、期末手当として支給します。

④ 給与の積み立ては希望者を対象に今年度も継続して実施します。